

## 米子市建設工事成績評定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）を行う場合について、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (評定の基本)

第2条 評定は、米子市建設工事検査規程（平成17年米子市訓令第35号。以下「検査規程」という。）第4条に基づき実施した検査を基に行い、厳正かつ適正に行わなければならない。

### (評定の対象)

第3条 評定は、米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。）第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。

- (1) 請負金額が130万円未満の工事
- (2) 米子市の管理する道路、河川、公園及び下水道を維持し、修繕し、又は管理することを目的とする年間維持工事
- (3) 災害復旧等の緊急応急工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が評定を行うことが不要であると認める工事

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 請負金額が2,000万円以上の工事
  - ア 第1次評定者 建設工事規則第31条第1項の規定に基づく監督員（以下「監督員」という。）及び担当課長
  - イ 第2次評定者 検査規程第3条に規定する検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 請負金額が130万円以上2,000万円未満の工事
  - ア 第1次評定者 監督員
  - イ 第2次評定者 検査員

### (評定の方法)

第5条 完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1①から様式土3-1④まで、様式土3-2①及び様式土3-2②、様式土3-3①から様式土3-3③まで並びに様式土3-4①及び様式土3-4②又は様式建3-1①から様式建3-1⑧まで、様式建3-2①から様式建3-

2④まで及び様式建3-3①から様式建3-3⑧まで)に基づいて実施し、工事成績採点表(様式土1-1及び様式土1-2又は様式建1-1及び建1-2)により採点を行うものとし、併せて項目別評点内訳書(様式土2又は様式建2)を作成するものとする。

(評定の決定等)

第6条 第1次評定者は、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表に必要な事項を記載し、第2次評定者に提出するものとする。

2 第2次評定者は、第1次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定するものとする。

(評定点等の通知)

第7条 評定が決定したときは、当該工事の評定点及び項目別評点内訳を当該施工業者に速やかに通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市建設工事成績評定要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する建設工事に係る評定(同要綱第1条に規定する評定をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に発注した建設工事に係る評定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市建設工事成績評定要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する建設工事に係る評定(同要綱第1条に規定する評定をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に発注した建設工事に係る評定については、なお従前の例による。

